

苫小牧市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年8月28日
苫小牧市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

農業全体の取り巻く状況として、農業の国際化、担い手の減少や高齢化など、農業を取り巻く状況は厳しいものであることから、農業が地域経済を支える基幹産業として持続的に発展するため、効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成・確保するとともに、農業経営による農地の有効利用を促進することが必要である。

本市においても農業者の高齢化や担い手の減少などが進行しており、農業後継者不足の問題などによる離農もさらに進むものと予測されることから、遊休農地の発生が懸念され、その発生防止・解消、さらには担い手への農地利用の集積・集約化などに取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業を築くため、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、苫小牧市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、平成32年3月までの目標達成に向けた計画とし、農業委員と推進委員の改選期である3年ごとの検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積（A）	遊休農地面積（B）	遊休農地面積の割合（B/A）
現 状 （平成29年3月）	1,270.0ha	0ha	0%
目 標 （平成32年3月）	1,270.0ha	0ha	0%

※農地面積は、耕地及び作付面積統計による耕地面積

【目標設定の考え方】

本市の遊休農地は現状「ゼロ」であるが、本指針の目標設定期間である平成32年3月まで「ゼロ」を維持すべき目標値としている。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア 農業委員と推進委員による農地の利用状況調査と利用意向調査を実施し、遊休農地と遊休化のおそれのある農地を把握する。

イ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地利用の意向を勘案し、農地の利用の増進が図れるよう利用関係の調整を行う。

ウ 利用状況と意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム(全国農地ナビ)」に反映し、農地台帳の記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構等との連携について

利用意向調査の結果から遊休農地所有者の意向や希望を把握し、農地中間管理機構や関係機関などとの連携や認定農業者や農地所有適格法人などの担い手の協力により遊休農地の解消を目指す。

③ 非農地の判断について

利用調査などの結果により、荒廃農地と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地の判断」を行い、利用可能な農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成 29 年 3 月)	1,270.0 ha	759.2 ha	59.8%
目 標 (平成 32 年 3 月)	1,270.0 ha	889.2 ha	70.0%

※農地面積は、耕地及び作付面積統計による耕地面積

【目標設定の考え方】

「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標に基づき、担い手への農地利用集積率は、平成 32 年度までに 70%とすることを目標としており、本指針は目標設定期間までに達成すべき目標値としている。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

地域の中核的農業者が担い手となれるよう、人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意向と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

本農業委員会は、市農業水産課や農地中間管理機構などとの連携を図り、農地の出し手と受け手の意向の把握などの情報収集体制を整え、農地中間管理機構を中核

とした活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

ア 地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

イ 受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による基盤整備事業の活用と併せて営農の組織化・法人化、新規参入の受け入れを推進するなど、地域性に応じた取り組みを推進する。

④ 担い手の育成について

農地の受け手となる担い手の確保が重要であることから、担い手の経営改善の取り組みが円滑に推進できるよう支援する。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数	新規参入者取得面積
現 状 (平成 29 年 3 月)	2 経営体	5.0 ha
目 標 (平成 32 年 3 月)	3 経営体	20.0 ha

【目標設定の考え方】

新規参入については、平成 29 年 3 月では 2 経営体の参入があったが、現状を踏まえ少なくとも年間 1 経営体の新規参入を目標値とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

本農業委員会は、市農業水産課、農地中間管理機構、農業委員会ネットワーク機構など関係機関と連携し、農地の借り入れ意向のある認定農業者及び参入希望者を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になりうる存在であることから、農地中間管理機構も活用して、企業の参入の検討を図る。

③ 農業委員会のフォローアップ体制について

ア 地域内において高齢化などにより農地の遊休化が深刻な地域には、農地の下限面積に別段の面積の設定などを検討して新規就農等を促進する。

イ 新規就農者が担い手として継続して営農していくためには、就農段階から一貫して支援していくことが重要であることから、農業委員、推進委員、関係機関、認定農業者などと連携して、フォローアップ体制を構築する。